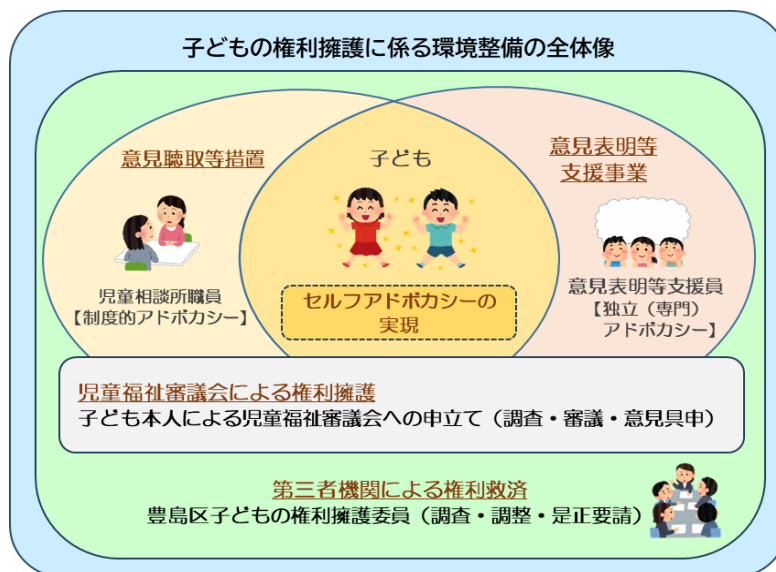


意見表明支援等の実施状況について

令和4年改正児童福祉法に定められた子どもの権利擁護に関して、本区では以下の取組を実施している。

■1 子どもの権利擁護に係る環境整備の全体像

「意見聴取等措置」、「意見表明等支援事業」、「子ども本人による児童福祉審議会への申立て制度」で構成。区全体の子どもの権利救済機関として第三者機関である「豊島区子どもの権利擁護委員」(としま子どもの権利相談室)」を設置。



■2 意見表明等支援事業(子どもアドボカシー事業)の実施状況

(1)令和5年度

- ①実施内容 10月から意見表明支援員(区が委嘱した1名)による一時保護所への月1回の訪問アドボカシーの試行を開始。
毎回、導入ワークショップでの意見形成支援を行うとともに、遊び等を通じて関係性を構築し、希望児童への面談を実施。
- ②実施状況 ・ワークショップ6回実施(参加者44名)
・個別面談5件
・意見表明6件

(2)令和6年度

- ①実施内容 6月から試行拡大の位置付けで、子どもアドボカシー団体による一時保護所への週1回の訪問アドボカシーを開始。
- ②実施状況 (12月末時点) ・ワークショップ9回実施(参加者49名)
・個別面談23件
・意見表明6件

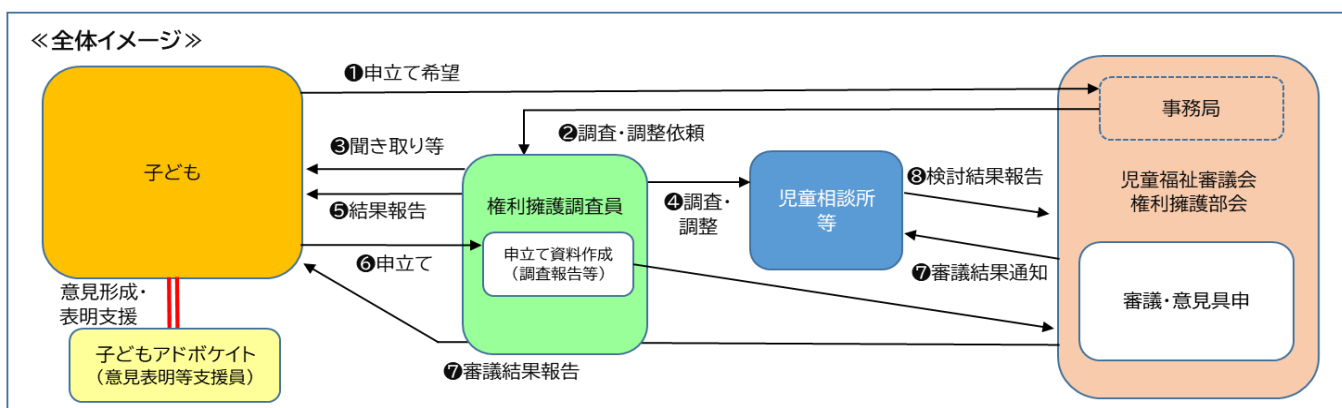
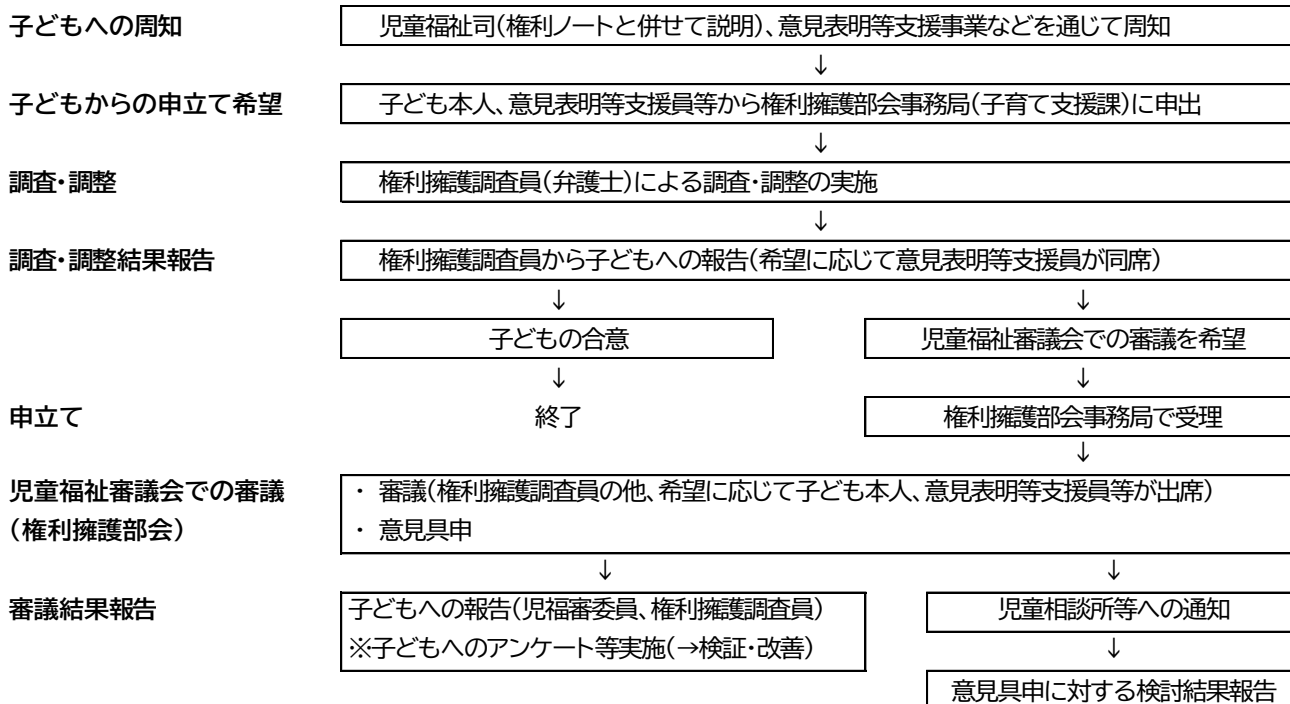
(3)令和7年度

- 想定内容 ・一時保護所への週1回の訪問アドボカシーを継続しつつ、措置等の決定にあたっての意見表明支援を開始。
・里親委託児童、施設入所児童等への意見表明支援の開始(里親等への理解促進と試行実施)。
・事業利用児童へのアンケートなどによる評価・検証・改善のサイクルを構築。

■3 子ども本人による児童福祉審議会への申立て制度について

子ども本人による児童福祉審議会への申立て制度を、令和6年4月1日から開始した。
説明用リーフレットを作成し、子どもへの周知を進めている(令和6年12月末時点で事例なし)。

【実施フロー】



【周知用リーフレット(小学生程度向け)】



【周知用リーフレット(中学生以上向け)】

